

議案第六十二号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年九月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び謄抄本又は」を「又は謄抄本等若しくは」に、「又は証明し、若しくは」を「証明し、又は」に改める。

別表第二の一の項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改め、同表の二の項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

戸籍事務の電子情報処理組織による取扱いの開始に伴い、手数料を徴収する事項を加える必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（公簿等の証明等の範囲）</p> <p>第四条 閲覧、証明又は謄抄本等若しくは住民票等の写しの交付は、法令その他の定めにより、公衆の閲覧に供し、証明し、又は交付して支障のないものに限る。</p>	<p>（公簿等の証明等の範囲）</p> <p>第四条 閲覧、証明及び謄抄本又は住民票等の写しの交付は、法令その他の定めにより、公衆の閲覧に供し、又は証明し、若しくは交付して支障のないものに限る。</p>